

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）の骨子（案）について

1 条例の概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から示された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」といいます。）」を踏まえ、本市においても児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、条例を新たに制定することを目指しています。

2 基準の考え方

- (1) 基本的に設備運営基準の基準に従い、又は参酌して設けます。
- (2) 非常災害に対しては、地震、津波等の災害の種類及び入所児童等の地域の実情を考慮して、具体的計画を立て、不断の注意と訓練を行わなければならないこととします。
- (3) 乳児等通園支援事業は、入所している者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- (4) 利用乳幼児の処遇の状況等の記録を5年間保存することを求めます。

(5) 一般型乳児等通園支援事業所（保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園及び地域子育て支援拠点等で、乳児等通園支援事業のために定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う事業所をいいます。）における部屋の面積及び職員の配置基準については、金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）に定めている保育所の基準に合わせて、次の表のとおり、設備運営基準を上回る基準を定めることとします。

【一般型乳児等通園支援事業所】

(乳児・幼児1人当たりの面積及び職員数)

		0歳	1歳	2歳以上	
設備運営基準 (国の基準)	面積	乳児室 1.65㎡	ほふく室 3.3㎡	保育室又は遊戯室 合わせて1.98㎡	
	職員数	3人に1人	6人に1人	6人に1人	
		半数以上は保育士			
本市の基準	面積	乳児室 <u>5㎡(※)</u>	ほふく室 <u>5㎡(※)</u>	保育室 <u>2㎡</u>	遊戯室 <u>2㎡(※)</u>
	職員数	3人に1人	<u>5人に1人</u>	6人に1人	
		保育士のみ			

(※) 保育所の基準と同様に当該地域と当該施設等との関わりを考慮して特に必要があると認めるときにあつては、乳児室は3.3㎡、ほふく室は3.3㎡、遊戯室は1㎡までそれぞれ基準を緩和することができることとします。

(6) 余裕活用型乳児等通園支援事業所（保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）において、利用児童数が利用定員総数に満たない場合における定員の枠を活用して受入れを行う事業所をいいます。）における部屋の面積及び職員の配置基準については、施設又は事業所の区分に応じた本市の条例で定めている基準を適用します。

【余裕活用型乳児等通園支援事業所】

(乳児・幼児1人当たりの面積及び職員数)

	施設区分	0歳	1歳	2歳以上
設備運営基準 (国の基準)	保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）		
	幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園	認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準		
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準		
	家庭的保育事業等を行う事業所	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)		
本市の基準	保育所	<u>金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> <u>(保育所に係るものに限る。)</u> に定める基準		
	幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園	<u>金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に定める基準</u>		
	幼保連携型認定こども園	<u>金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準</u>		
	家庭的保育事業等を行う事業所	<u>金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> <u>(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</u> に定める基準		

3 施行期日

令和7年度6月定例会に条例議案を提出し、令和7年6月中の施行を目指します。